

東弁今昔物語 ～150周年を目指して～

第18回 陪審制度

司法改革総合センター幹事・東京弁護士会歴史研究会 池浦 慧 (66期)

- 1 刑事裁判に陪審制度を採り入れた陪審法は、大正12年3月に帝国議会において成立し、昭和3年10月1日から施行されました。もっとも、陪審法が成立するまでには紆余曲折があり、法案の成立に反対する意見も少なくなかったようです。
- 2 日本弁護士協会において初めて公式に陪審制度に関する議論がなされたのは、明治33年のことでした。この年、日本弁護士協会の評議員会は例会における議題のひとつとして「陪審制度ヲ設クルノ件」を掲げ、三好退蔵らから陪審制度の推進が提案されました。もっとも、陪審制度に関する議論がすぐに深まることはなく、明治42年12月に至って、ようやく日本弁護士協会の臨時大会において陪審制度の推進が決議されました。
- 3 日本弁護士協会の決議からおよそ10年後の大正8年7月、平民宰相と呼ばれた原敬が率いた内閣は陪審法の制定を目指しました。しかし、この時点でもいわゆる在朝法曹（裁判官及び検察官）はこぞって陪審法の制定に反対であり、実現はほとんど不可能であると目されていました。それでも、同年の臨時法制審議会には在野法曹（弁護士）側から立案要綱が提出され、翌大正9年12月には司法省の手によって136条にわたる陪審法案が作成されました。その後、陪審法案は、枢密院によって大幅に修正されたものの、大正12年3月の帝国議会において成立に至りました。
- 4 陪審法が成立すると、司法省は、全国各地の刑事法廷を改造して12名の陪審員席を作り、陪審員が外部と接触することを防ぐために、裁判所の敷地内に陪審宿舎を新築しました。これらと同時並行して、全国の市町村役場には陪審員資格者名簿が備えられました。陪審制度の導入にあたり、多くの労力と費用がたぎ込まれたと考えられます。
- 5 陪審法が施行された後、我が国における最初の陪審公判は、昭和3年10月23日に大分地方裁判所において始まりました。それに次いで2番目に開始された陪審公判は同月31日から水戸地方裁判所において実施され、「法律新報」がその様子を詳細に報じています。それによれば、事案は放火未遂事件であり、陪審員12名の職業は農業が8名、物品販売業が3名、そして公吏が1名でした。
- 6 水戸地方裁判所における陪審公判は二日間にわたって行われ、その間、陪審員は陪審宿舎において寝泊まりしました。二日目の審理を終えると裁判長は陪審員に対して「問書」という文書を手交し、被告人が放火に着手した事実を認定できるかどうか問いました。これに対して陪審員は「答申」において「然らず」と回答し、そのため裁判長は被告人に対して無罪を言い渡したと記録されています。このケースでは、被告人の自白以外に証拠が乏しく、公判において被告人は、警察から折檻を受けて自白に至ったと述べていました。
- 7 このように導入初期には被告人の防御に効力を発揮した面があったものの、裁判官や検察官は手続きの負担感から陪審制度を歓迎せず、その結果、弁護人も消極的になったこと、有罪になった場合にはその費用を被告人が負担しなければならなかったことなどから実施数は徐々に減少し、やがて我が国全体が戦時体制に向かうにつれて国情にそぐわなくなったため、陪審制は昭和18年3月をもって停止されました。以後、我が国において陪審制が実施されることはなく、市民による刑事裁判への参加は裁判員制度の導入を待つこととなります。